

特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る  
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用

局長通達第5条

- ・ 登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする者は最寄りの運輸支局長に、別記様式1の申請様式により申請するものとする。  
なお、自動車検査登録事務所に申請書が到達した場合は、当該自動車検査登録事務所を管轄する運輸支局長あてに当該書面を送付するものとする。
- ・ 申請様式には運輸支局長からの各種通知を受けるためのメールアドレス、本申請に係る担当者の氏名及び連絡先電話番号を記載するものとする。
- ・ 委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

局長通達第6条

- ・ (1) のアからウのいずれかに該当する者であることの確認方法については以下のとおりとする。
  - (アについて)  
行政書士の資格の確認については、行政書士証票の写しの添付をもって行うものとする。また、行政書士法人の確認にあたっては、登記事項証明書の写し又は定款の写しの添付をもって行うものとする。
  - (イについて)  
定款の写しの添付をもって確認するものとする。
  - (ウについて)  
申請書に記載された指定整備工場コードを指定自動車整備事業者台帳により確認するものとする。
- ・ (2) の要件を満たしていることの確認については、別記様式1に添付される添付資料1により行うものとする。  
なお、「特定記録等事務を実施するのに必要かつ適切な組織」の具体的な要件は、特定記録等事務を行うために必要な法令や通達、委託条件を理解したうえでアからエの業務を行うとともに、当該事務にあたる者への周知や指導を実施できる者を特定記録等事務責任者として選任し、適切かつ確実に当該業務にあたることができる体制を整えているものであることに留意するものとする。
- ・ (3) 及び(4) の要件を満たしていることの確認については、別記様式1に添付される添付資料1により行うものとする。
- ・ (5) の確認については、別記様式1に添付される添付資料2により行うものとする。

局長通達第8条

- ・ 運輸支局長は、特定記録等事務の委託をしたときは、当該特定記録等事務代行者に対してあらかじめ本省から割り当てられた委託番号を付与し、当該番号を記載した委託書（別記様

式2)を交付するものとする。

- ・ 登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする申請と検査対象軽自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする申請が同時に行われた場合は、運輸支局長は委託をする際に記載する委託番号を速やかに軽自動車検査協会に対して通知するものとする。
- ・ 委託書の発行は運輸支局長、軽自動車検査協会がそれぞれ行うものとする。

#### 局長通達第13条

- ・ 運輸支局長は、令和4年12月2日までに委託した特定記録等事務代行者に係る施行規則第49条の5第2項の各号に定める事項の他、委託番号、電話番号を別記様式3の報告様式に記載のうえ令和4年12月9日までに本省に報告するものとする。  
また、令和4年12月3日以降、書面による申請により委託した特定記録等事務代行者については、令和5年1月31日までに別記様式3により報告するものとする。
- ・ 運輸支局長は、施行規則第49条の13及び第49条の14に規定する変更があった場合は、当該変更後の内容を報告様式に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日までに本省に報告するものとする。
- ・ 令和4年12月9日までに本省に報告があったものについては、本省は令和5年1月4日から記録等事務代行アプリを使用できるように所要の作業を行う。また、令和5年1月31日までに本省に報告があったものについては、令和5年2月20日から記録等事務代行アプリを使用できるように本省において所要の作業を行う。

#### 局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までに別記様式4により申請を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、変更申請があったときは、局長通達第4条及び第5条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行者に対し変更承認書(別記様式5)を交付するものとする。

#### 局長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式4により届出を行うものとする。

#### 局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式6により届出を行うものとする。

#### 準備行為期間後の本通達の取扱いについて

- ・ 令和5年1月からはオンラインでの申請等が可能となるため、別途オンライン申請に係る

(国自整第52号 令和4年5月20日) (改正 国自整第210号 令和4年12月26日)

局長通達の運用についての通達を発出予定であるが、一部令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間本通達によることとする。

(附則)

本改正規定は、令和4年12月27日から施行する。